

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年9月12日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2400079号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2400011号

## 第1 結論

平成5年5月から平成8年3月までの請求期間、同年5月から同年11月までの請求期間及び平成9年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年5月から平成8年3月まで  
② 平成8年5月から同年11月まで  
③ 平成9年1月から同年3月まで

私は、平成6年12月頃、A市からB市(現在は、C市)に転居したが、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料については、少し遅れることはあったものの、いずれの市でも自宅に送られてきた納付書により、毎月、市役所か金融機関の窓口で納付していた。

請求期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料の納付について、請求者は、A市からB市に転居するまではA市役所又は金融機関の窓口で、B市に転居してからはB市役所又は金融機関の窓口で、少し遅れることはあったが毎月納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者は、金融機関の名称を覚えていないことから、国民年金保険料の納付について照会することができない上、請求者が請求期間①、②及び③において居住していたA市及びC市は、請求期間当時の国民年金に関する届出及び保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、B市の年度別納付状況リストによると、請求者の請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付したとする記録はなく、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

さらに、請求者は、国民年金保険料の納付が遅れるとすぐに督促状と一体となった納付書が市から届き、その納付書で保険料を納付していたので、4年間も未納になることはない旨述べ

ているところ、A市及びC市は、国民健康保険料（税）については、滞納があると督促状と一体となった納付書を送付しているが、国民年金保険料については、市から督促状を送付することはなかった旨陳述していることから、請求期間①、②及び③について、請求者の主張と当時の両市の取扱いは相違している。

加えて、請求期間③については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の管理について過誤が生じたとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。